

事 務 連 絡

平成28年12月22日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

平成28年度補正予算（第3号）に伴う対応等について

政府は、平成28年12月22日に、平成28年度補正予算（第3号）の概算について閣議決定したところであります（別添資料参照）。

これに伴う財政措置として別紙のとおり講じることを予定しておりますので、お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 赤坂

電話 03-5253-5612

(別紙)

第1 国の補正予算

政府は、平成28年12月22日に平成28年度補正予算(第3号)の概算について閣議決定し(別添資料参照)、国会に提出する予定である。

今回の補正予算においては、歳出面で、災害対策費1,955億円、国際分担金及び拠出金等1,685億円、自衛隊の安定的な運用態勢の確保等1,706億円等を追加計上するほか、既定経費の減額4,164億円等の修正減少額を計上している。また、歳入面で、税収を1兆7,440億円減額計上する一方、税外収入1,047億円、公債費1兆8,526億円(建設公債1,014億円及び特例公債1兆7,512億円)を追加計上している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成28年度補正予算(第2号)による補正後予算に対し、2,133億円増加し、100兆2,220億円となっている。

第2 補正予算に係る財政措置等

1 通常収支分

今回の補正予算においては、国税の減額補正に伴い地方交付税が減額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、以下のとおり財政措置を講じる予定である。

(1) 地方交付税

今回の補正予算においては、平成28年度の国税の減収に伴い地方交付税が5,437億円の減額となったところであるが、これについては、平成28年度当初における地方財政対策に準じ、以下のとおり措置することとしており、この結果、平成28年度当初予算の地方交付税の総額が確保されるものであること。

- ① 地方交付税の減5,437億円については、全額を国の一般会計からの加算により措置すること。
- ② ①の加算のうち2分の1の国負担分については臨時財政対策加算とし、2分の1の地方負担分については臨時財政対策債を発行することに代えて措置するものであることを踏まえ、後年度精算すること。

(2) 追加の財政需要

- ① 今回の補正予算により平成28年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式

により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置することとしている。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしている。

ア 災害復旧事業債

(ア) 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(イ) 災害対策債

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び熊本地震による災害の災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び熊本地震による災害の災害廃棄物処理事業に係る地方負担額の95%を特別交付税により措置すること。

(ウ) 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(エ) 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置すること。

イ 熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債

熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

- ② 今回の補正予算により平成28年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額(4,200億円)の一部により対応することとしている。

2 東日本大震災分

今回の補正予算においては、東日本大震災に係る復旧・復興事業費の減額に伴う地方負担の減により、平成28年度分の震災復興特別交付税の総額から213億円を減額することとしている。

- 3 上記1(1)及び2の措置を講じるため、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(仮称)」を国会に提出する予定である。

第3 地方公務員の給与改定

本年の国家公務員の給与改定については、去る11月24日の国の給与関係法の公布、施行に伴い、その取扱いが決定されたところであるが、地方公務員の給与改定については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて(平成28年10月14日付各都道府県知事、各指定都市市長、各都道府県議会議員、各指定都市議会議員、各人事委員会委員長あて総務副大臣通知)」で通知したとおり、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応されたい。

なお、地方財政計画ベースの所要額は、1,370億円程度、一般財源ベースで1,200億円程度と見込まれるが、当該一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額(4,200億円)の一部により対応することとし、新たな財源措置は行わないこととしているので、留意されたい。

平成28年度一般会計補正予算（第3号）等について

平成28年12月22日

(単位 億円)

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

(歳出の追加額)

(1) 災 害 対 策 費	1,955
(2) 国 際 分 担 金 及 び 抛 出 金 等	1,685
(3) 自 衛 隊 の 安 定 的 な 運 用 態 勢 の 確 保 等	1,706
(4) そ の 他 の 経 費	879
小 計	6,225
(5) 地 方 交 付 税 交 付 金	5,437
① 税収減に伴う一般会計の地方交付税交付金の減額の補填	5,365
② 地方法人税の税収減に伴う地方交付税原資の減額の補填	72
計	11,661

(歳出の修正減少額)

(1) 既 定 経 費 の 減 額	△ 3,501
(2) 熊 本 地 震 復 旧 等 予 備 費 の 減 額	△ 163
(3) 予 備 費 の 減 額	△ 500
小 計	△ 4,164
(4) 地 方 交 付 税 交 付 金 の 減 額	△ 5,365
計	△ 9,528
合 計	2,133

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1)	租	税	及	印	紙	収	入		3,270
(2)	そ	の		他		収	入		1,079
(3)	公			債			金		18,526
①	公			債			金		1,014
②	特	例		公		債	金		17,512
				計					22,875

(歳入の修正減少額)

(1)	租	税	及	印	紙	収	入	△	20,710
(2)	そ	の		他		収	入	△	32
				計				△	20,742

合 計 2,133

(備考) 上記の補正により、平成28年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ 1,002,220億円となる。

なお、計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

第二 特別会計予算の補正

交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計など7特別会計について、所要の補正を行う。

平成28年度一般会計補正予算（第3号）フレーム

(単位：億円)

歳 出		歳 入	
1. 歳出の追加	6,225	1. 税外収入	1,047
(1) 災害対策費	1,955		
(2) 国際分担金及び拠出金等	1,685		
(3) 自衛隊の安定的な運用態勢の確保等	1,706	2. 公債金（建設公債）	1,014
(4) その他の経費	879		
2. 既定経費の減額	▲ 4,164		
<hr/>		<hr/>	
3. 地方交付税交付金		3. 税収	▲ 17,440
(1) 税収減に伴う一般会計の地方交付税交付金の減額	▲ 5,365		
(2) 税収減に伴う一般会計の地方交付税交付金の減額の補填	5,365		
(3) 地方法人税の税収減に伴う地方交付税原資の減額の補填	72	4. 公債金（特例公債）	17,512
計	2,133	計	2,133